

離婚訴訟に関する協力依頼について

当事者双方訴訟代理人 各位

大阪家庭裁判所家事第3部人事訴訟係

当係では、離婚訴訟を適正・迅速に進行させるため、当事者双方訴訟代理人に対し、以下の事項について御協力をお願いしております。

1 争点整理

(1) 離婚請求

(原告) 離婚原因の根拠条文を摘示し、別居、不貞行為、暴力暴言等の具体的事実やその時期を明確に主張してください。

(被告) 離婚請求自体を争うか否かを明らかにし、請求原因に対する認否反論を最初の期日までに行ってください。また、反訴（予備的反訴を含む。）提起をする場合は早期に提起してください。

(2) 親権者指定

(双方) ア ふさわしいと考える親権者（反対当事者を含む。）、現在の監護状況等を具体的に主張してください。争いがあり、裁判官から指示があった場合は、親権に関する陳述書を書証として提出してください。※

イ 15歳以上の子がいるときは、子の陳述書を提出してください。

(3) 養育費

(双方) 現在の年収（総収入）を速やかに主張立証してください。

(4) 財産分与

(双方) ア 基準日を早期に明確にしてください。

イ 財産目録は、当係所定の書式を使用してください。また、同目録

は、準備書面の別紙として添付してください。※

ウ 自己の財産については、原則、任意開示してください。相手方から開示されないものについては、嘱託先と嘱託事項を具体的に特定の上、調査嘱託申立てを検討してください。※

2 書面の提出方法等

- (1) 期日などで定めた提出書類の期限順守に御協力ください。
- (2) 提出する書類にはページ数を付して連続性を確保することに御協力ください。
- (3) 判読性確保のため、写真等カラーの書面やポイントの小さい文字等が記された書面については、ファックス送信を御遠慮ください。
- (4) ファックス送信した財産目録については、クリーンコピーの提出に御協力ください。

なお、財産目録を除くファックス送信した書類のクリーンコピーについては、裁判所からの提供依頼があった場合に限り、提出に御協力ください。

- (5) 書証を提出する際は、必ず証拠説明書も提出してください。

3 期日で当事者双方が相対することに支障がある場合

- (1) 尋問期日
遮へい措置を希望する場合は、必ず人証の申出までに申し出てください。
- (2) 和解期日
和解室別室の確保と出頭時間の調整のため、必ず事前に申し出てください。

※ 書式などは当庁のホームページに掲載しています。